

みなし陽性（疑似症患者）について

現在主流のオミクロン株では重症化するケースは極めて少なく、当地域では多くが電話診療を受けながら、必要な薬が処方されて自宅療養を行っています。一方で感染力の強いオミクロン株の影響により感染者数が爆発的に増加し、各医療機関での対応が困難になりつつあります。

そのような中でも、必要な医療支援を迅速に行い、病状の程度に応じた医療を提供するために、PCR 検査などを行わずに症状や経過等から診断（みなし陽性：疑似症患者）する場合があります。

具体的には、

電話診療中の同一世帯で有症状者が発生した場合等に、医師が症状・経過などを電話や対面で確認し『みなし陽性（疑似症患者）』として発生届を提出します。

みなし陽性における留意点

- ① みなし陽性では抗ウイルス薬等の治療薬を投与することができません。治療薬の投与が必要と判断した際には診断確定のための検査が必要になります（対症療法のための解熱鎮痛剤や咳止めなどの薬は処方可能です）。
- ② 症状の改善が見られないときは、他の疾患との鑑別のため、診断を確定させる検査が必要な場合があります。特に高齢者は注意が必要です。
- ③ みなし陽性の場合も、医療保険の請求は可能です。
- ④ みなし陽性の場合も、保健所から陽性者の就業制限通知書に代わる文書を発行しています。
- ⑤ 保険会社への対応については、検査を受けた確定患者と同様に可能となっています。